

別所地区
市政懇談会資料
(書面回答)

地区からの意見・提言(書面回答)

別所地区

	意見・提言の内容	書面回答
1	東西道路南斜面の石垣の管理・補修について	道路河川課 環境政策課 下水道課
2	県道三木加古川線の花尻地区内の横断歩道の設置について	生活安全課

市政懇談会 書面回答

地区名	別所地区	
意見・提言等	1	東西道路南斜面の石垣の管理・補修について (西這田北・南)
(内容)		
坂の下の東西に延びる市道の南側斜面(湯庵北側)の石垣が崩れている。通学路にもなっている。管理責任者はどこになるのか。修理をお願いしたい。		
回 答	(担当課) 都市整備部 道路河川課 市民生活部 環境政策課 上下水道部 下水道課	
管理の責任者は、土地所有者になります。		
ご提言の箇所については、昨年度、住民の方からご連絡を頂き、現地確認をしたうえで、三木市より湯庵に対し修繕及び対応について指導し、先ずは原因究明のために施設内ポンプを整備し状況判断する旨の回答を受けており、現在、施設内ポンプの修繕を実施したことを確認しております。		
しかしながら、(経過観察をしておりましたが)漏水等が現在も確認されているため、さる8月26日に北播磨県民局、三木市において立入検査を実施したところです。		
立入検査の結果、施設内ポンプの修繕以外にも、漏水の可能性のある箇所の防水塗膜塗装のやり替えや腐食していた配管の修繕を行っていることを確認しましたが、前述のとおり漏水を止めるには至っておらず、現在も原因箇所の特定のための調査を継続している状況です。		
なお、石垣の管理の責任は、土地所有者にあります。道路への影響等がないか等について引き続き注視してまいります。		

市政懇談会 書面回答

地区名	別所地区	
意見・提言等	2	県道三木加古川線の花尻地区内の横断歩道の設置について（花尻）
（内容） （現状） 昨年県に要望を提出したが実現していない。法律や規制があつて設置してもらえないと考えるが、三木鉄道跡の遊歩道へ行くのにも又代替バスの三木方面行きのバス停に行くにも県道を渡る必要があり、横断できない状況がある。 （要望・質問） 市から再度、横断歩道の設置を要望してもらいたい。また、花尻の信号機、宗佐の信号機を連動させて、間断なく通行する車の量を制限してもらいたい。		
回 答	（担当課）市民生活部 生活安全課	
横断歩道の設置につきましては、三木警察署に確認しましたところ、昨年10月に三木警察署が現地調査を実施しましたが、調査時間内に横断する歩行者が1人しかいないため、横断歩道の設置はしないこととしたとのことです。 さらに、昨年10月から現在までも交通環境の変化がほとんどないことから、今後の設置予定もないとのことです。 また、信号機の連動につきましては、両信号機間の距離が2km以上あることから、物理的に連動させることは困難であるとのことです。 しかしながら、市としましては、当該地域の交通環境や交通流量に注視しながら、三木警察署をはじめ関係機関等と連携して安全・安心なまちづくりに努めてまいります。		